



島根県報

平成21年3月24日（火）

号外第35号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

（林 業 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

- (1) 木材産業等高度化資金のうち、間伐等促進資金（大規模事業者への貸付けに係るものに限る。）の貸付額は、融資機関が県から供給を受けた資金の額の2倍に相当する額とすることとした。（第2条関係）
- (2) 次のとおり資金の種類、内容及び貸付条件を改正することとした。（第3条・別表関係）
- ア 資金の種類から、構造改革促進資金、新規市場開拓支援資金、高性能住宅資材供給資金及びコスト低減促進資金を削除すること。
- イ 素材生産促進資金の名称を資源循環推進資金に改めること。
- ウ 資源循環推進資金の内容に、造林に必要な作業労賃等及び造林を請け負わせるのに必要な請負契約に基づく前渡金及び中間払金を加えること。
- エ 林業経営高度化推進資金の内容に、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金等を加えること。
- オ 素材生産合理化資金等の貸付対象に、単独事業者を加えること。
- カ 間伐等促進資金等の貸付対象者に、森林所有者を加えること。
- キ 貸付利率、償還期限及び貸付限度額を変更すること。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 融資機関は、前項の規定により供給を受けた資金の額の、素材生産合理化資金、間伐等促進資金（その事業の規模が大きい事業者で知事が別に定める基準に該当するもの（以下「大規模事業者」という。）又は中規模事業者（大規模事業者以外の事業者で知事が別に定める基準に該当するものをいう。）への貸付けに係るものを除く。）、木材加工流通システム整備資金及び林業経営高度化推進資金については4倍、間伐等促進資金（中規模事業者への貸付けに係るものに限る。）及び経営高度化促進資金については3倍、間伐等促進資金（大規模事業者への貸付けに係るものに限る。）については2倍に相当する額の資金を木材産業等高度化推進資金として、次条に定める者に対し、貸し付けるものとする。

第3条第1項第1号中「、構造改革促進資金、新規市場開拓支援資金、高性能住宅資材供給資金、コスト低減促進資金」を削る。

別表第1号を次のように改める。

1 素材 生産合 理化資	1 素材生産資金 森林組合、中小企業等 協同組合等の組合又はそ	立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）又は素材生産経費（素材生産を行うための作業道の開設又は改	1 利率 年1.6パーセント 2 償還期限
--------------------	---------------------------------------	--	-----------------------------

金	の連合会、森林所有者、 数人共同の事業体又は単 独事業体その他知事が定 める事業体が素材生産を 行うために必要な短期運 転資金	良に必要な費用、作業現場から最終 土場までの素材生産実施費用として の集運材のための機械・施設の使用 料及び作業労賃をいう。以下同 じ。)	1 年以内 3 貸付限度額 100,000,000円 (別に定める基 準に適合し、かつ、林野庁長官 が承認した場合にあっては、 200,000,000円)
	2 素材引取資金 森林組合、中小企業等 協同組合等の組合又はそ の連合会、数人共同の事 業体又は単独事業体、木 材市場に係る事業体その 他知事が定める事業体が 素材の引取り (木材市場 に係る事業体にあつて は、木材市場における卸 売取引に係るものに限 る。)を行うために必要 な短期運転資金	素材の購入代金 (前渡金、予約金、 木材市場における決済資金等を含 む。)及び素材の引取りに必要な輸 送費	1 利率 年1.6パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円 (別に定める基 準に適合し、かつ、林野庁長官 が承認した場合にあっては、 200,000,000円 (別に定める基準 に適合する場合にあっては、 400,000,000円))

別表第2号中「森林組合等又は木材市場に係る事業体」を「森林組合、中小企業等協同組合等の組合又はその連合会、数人共同の事業体又は単独事業体、木材市場に係る事業体その他知事が定める事業体」に、「年1.5パーセント」を「年1.6パーセント」に改め、同表第3号中「森林組合等 (知事が別に定める事業体を含む。)又は木材市場に係る事業体」を「森林組合、中小企業等協同組合等の組合又はその連合会、森林所有者、数人共同の事業体又は単独事業体、木材市場に係る事業体その他知事が定める事業体」に、「行うもの」を「行う者」に、「年1.5パーセント (知事が別に定める者への貸付けに係るものにあつては、年1.4パーセント)」を「年1.6パーセント (融資機関が第2条第1項の規定により供給を受けた資金 (以下「供給資金」という。)の額の3倍に相当する額で貸し付けられる資金にあつては年1.5パーセント、供給資金の額の2倍に相当する額で貸し付けられる資金 (以下「2倍協調資金」という。)にあつては年1.3パーセント)」に改め、同表中第4号から第7号までを削り、同表第8号中「木材の利用加工」を「素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金又は経営高度化促進資金を借り受けることができる者が、木材の利用加工」に、「グルースプレッダー」を「グルースプレッダー」に、「自動送材車付バンドソー、テーブル式バンドソー、ローラー送りバンドソー」を「自動送材車付バンドソー、テーブル式バンドソー、ローラー送りバンドソー」に、「バーカー原木仕訳機」を「バーカー、原木仕分機」に、「年2.0パーセント」を「年2.65パーセント」に、「年1.85パーセント」を「年2.5パーセント」に、「7年以内 (据置期間1年6月以内)」を「10年以内 (据置期間2年以内)」に、「木材市場の」を「素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金又は経営高度化促進資金を借り受けることができる者が、木材市場の」に、「人工林率」を「素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金又は経営高度化促進資金を借り受けることができる者が、人工林率」に改め、同号を同表第4号とし、同表第9号中「森林組合、森林組合連合会若しくは素材生産」を「森林所有者、森林組合、森林組合連合会若しくは素材生産業」に、「年1.4パーセント」を「年1.5パーセント (2倍協調資金にあつては、年1.3パーセント)」に、「素材生産促進資金」を「資源循環推進資金」に、「森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者若しくは」を「森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくは」に改め、「使用料及び作業労賃」の次に「並びに造林を請け負わせるために必要な作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料並びに造林を請け負わせるために必要な請負契約に基づく前渡金及び中間払金」を加え、「営む者の組織する」を「営む者若しくはその組織する」に、「電力費、燃料」を「電力費、燃料費」に、「承認した場

合にあつては、400,000,000円」を「400,000,000円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額」に改め、同号を同表第5号とし、同表第10号を削り、同表に次のように加える。

6 林業 経営高 度化推 進資金	1 林業を営む者が行う造林に必要な短期運転資金	作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等に必要な資金	1 利率 年1.6パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 50,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、150,000,000円）
	2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体等又は知事が認定した中核組合が、素材生産を請け負わせるのに必要な短期運転資金	素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	1 利率 年1.6パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 50,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、150,000,000円）

別表備考を次のように改める。

備考 素材生産合理化資金については、間伐材及びチップ用素材並びに森林組合の取扱いに係る素材を除いて、同一材について2回以上の貸付けは行わないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。